

山形県パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



令和5年12月

(令和6年11月改訂)

山形県

目次

1	制度の趣旨	2
2	宣誓をすることができる方の要件	3
3	宣誓に必要な書類	4
4	手続きの流れ	6
5	宣誓書受領証の利用	9
6	宣誓後の申請・届出 (再交付、宣誓事項変更、返還、子に関する記載の削除)	10
7	自治体間連携	12
8	Q&A	14

Ⅰ 制度の趣旨

・山形県では、すべての県民が、性別に関わりなく個人として尊重され、社会や地域において個性や能力を十分に発揮できる山形県の実現を目指し、山形県パートナーシップ宣誓制度を導入しました。

・山形県パートナーシップ宣誓制度とは、性的マイノリティのカップル（双方又はいずれか一方が、性的指向（自己の恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない方や性自認（自己の属する性別についての認識）が出生時の性と異なる方であるカップル）が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係であることを宣誓し、山形県が、お二人が宣誓したことを証明する「山形県パートナーシップ宣誓書受領証（以下「宣誓書受領証」という。）」を交付する制度です。

・本制度は法律上の婚姻とは異なり、法的な権利及び義務が発生するものではないため、相続や税の控除などの法律上の効果はありませんが、宣誓書受領証を活用することで、行政や民間の各種サービスが利用可能となることや、パートナー同士の関係性の説明が円滑に行えるようになることが期待されます。



出典：「山形県公式観光サイト／やまがたへの旅」

2 宣誓をすることができる方の要件

・宣誓をすることができる方は、性的マイノリティのカップル（双方又はいずれか一方が、性的指向（自己の恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない方や性自認（自己の属する性別についての認識）が出生時の性と異なる方であるカップル）であり、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係である2名で、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 双方がともに成年に達していること。
- ② 次のいずれかに該当すること。
 - ・双方又はいずれか一方が県内に住所を有していること。
 - ・双方又はいずれか一方が3箇月以内に県内への転入（新たに県内に住所を定めることをいう。）を予定していること。
- ③ 双方がともに現に婚姻をしていないこと。
- ④ 双方に当該宣誓に係るパートナー以外にパートナー及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。
- ⑤ 双方が民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない関係（※）にないこと。ただし、双方がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。
※直系血族若しくは三親等内の傍系血族、直系姻族又は養親子等の関係を指します。

<参考：民法の関係規定 >

（近親者間の婚姻の禁止）

第七百三十四条 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。

2 第八百十七条の九の規定により親族関係が終了した後も、前項と同様とする。

（直系姻族間の婚姻の禁止）

第七百三十五条 直系姻族の間では、婚姻をすることができない。第七百二十八条又は第八百十七条の九の規定により姻族関係が終了した後も、同様とする。

（養親子等の間での婚姻の禁止）

第七百三十六条 養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との間では、第七百二十九条の規定により親族関係が終了した後も、婚姻をすることができない。

出典：e-Gov 法令検索（デジタル庁）<https://elaws.e-gov.go.jp>

3 宣誓に必要な書類

(1) ご提出いただく書類

・宣誓のために提出いただく書類です。①～④の全てをご提出ください。

① パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

- ・お二人が自署したものをご提出ください。
- ・ご自身で署名が難しい場合は、代筆者が記入してください。

② パートナーシップ宣誓に関する確認書（様式第2号）

- ・お二人が自署したものをご提出ください。
- ・ご自身で署名が難しい場合は、代筆者が記入してください。

③ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）

- ・宣誓をしようとする日前3箇月以内に発行されたもの。
- ・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。
- ・お一人1通ずつの提出をお願いします。ただし、お二人が同一世帯になっている場合は、お二人の情報が記載されたもの1通のみで構いません。

④ 官公署が発行した現に婚姻をしていないことを証明する書類（独身証明書）

又は戸籍抄本

- ・宣誓をしようとする日前3箇月以内に発行されたもの。
- ・お一人1通ずつの提出をお願いします。
- ・独身証明書は、本籍地の市町村が発行します。
- ・外国籍の方は、本国の大使館や領事館が発行する婚姻要件具備証明書など独身であることを証明できる書類に日本語の翻訳を添えて提出してください。

宣誓様式の入手先

上記の①②は、山形県ホームページから入手してください。

以下のホームページから様式をダウンロードし、A4判の用紙（白色、裏面に印字のないもの）に印刷し、ご自身で記入してください。

県のホームページから入手できない場合は、宣誓様式を電子メールや郵送でお送りしますので、下記担当にご連絡ください。

<山形県パートナーシップ宣誓制度のご案内のページ>

<https://www.pref.yamagata.jp/010003/kurashi/jinken/sankaku/partnership/y2023.html>



■宣誓様式送付の担当窓口

しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課 多様性・女性活躍担当

電話 023-630-3269 FAX 023-632-8238

メール：ywakamono@pref.yamagata.jp

(2) 本人確認の際に必要な書類

- ・宣誓する方が本人であることを確認するために提示いただく書類です（提出の必要はありません）。以下の例に記載された書類をご準備ください。
- ・「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です（有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります）。
- ・顔写真付きのものは1枚の提示、顔写真のないものは2枚以上の提示が必要です。

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード（個人番号カード）	<input type="checkbox"/> 個人番号通知カード
<input type="checkbox"/> 旅券（パスポート）	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（顔写真なし）
<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（顔写真付き） （住所地の市町村で発行）	<input type="checkbox"/> 共済組合員証
<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体の機関が発行した身分証明証（顔写真付き）	<input type="checkbox"/> 国民年金手帳

(3) 通称の使用をする場合

・宣誓する方が、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）等の理由により日常的に通称を使用している場合は、宣誓書に戸籍上の氏名と併せて通称を記載することができます。その場合、宣誓書受領証の表面に通称を記載し、裏面に氏名を記載し交付します。

・通称を使用する場合にあたっては、「(1) ご提出いただく書類」の書類に加えて、当該通称を社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかとなる書類（※）を提出してください。

※例：顔写真付きの社員証や学生証、公共料金の契約書・請求書、通称名が宛先になっている複数の郵便物等

(4) お子様に関する記載をする場合

・宣誓するお二人が未成年のお子様を育てている場合、お子様の氏名及び生年月日（以下「氏名等」という。）を宣誓書受領証に記載することができます。

・記載できるお子様は、双方又はいずれか一方と生計を一にする未成年の子（実子又は養子）が対象です。

・お子様に関する記載を行う場合にあたっては、「(1) ご提出いただく書類」の書類に加えて、以下の書類を提出してください。

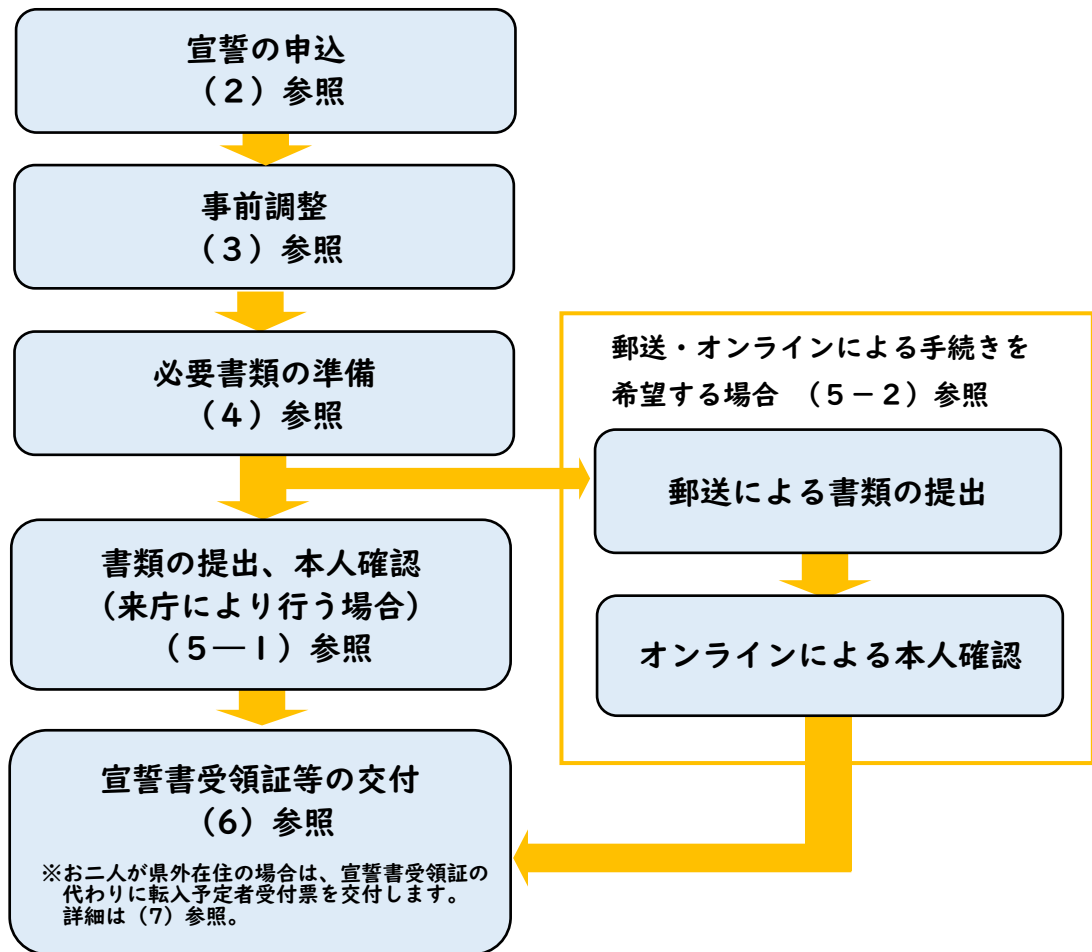
① お子様の住民票の写し等その他のお子様との関係性を確認できる書類（上記(1)で提出する書類により確認できる場合は提出不要です。）

② 子の氏名等の記載に関する同意書（様式第3号。お子様が宣誓をしようとする日において満15歳以上の場合に提出が必要です。）

・満15歳以上の子は、宣誓書受領証への記載について、削除の申し立てを行うことができます（11ページ参照）

4 手続きの流れ

(1) 手続きの流れ



(2) 宣誓の申込

- ・宣誓の申込は、電子申請（やまがた e 申請）又は電話により受け付けます。
- ・会場（県庁内の個室スペース）確保等の準備のため、**宣誓を希望する日の7日前までに**申し込みください。

電子申請・電話による申込先

■ 電子申請（やまがた e 申請）

- ・「やまがた e 申請（電子申請・施設予約サービス）ポータルサイト」から申し込みください（「やまがた e 申請」と検索するか、以下の URL へアクセスしてください）。

https://www.pref.yamagata.jp/020051/kensei/online_ymg/shinseitodokede/e-tetsuzuki99/index.html



- ・検索キーワードを「山形県パートナーシップ宣誓制度」と入力して検索してください。
- ・手続き申込画面で「利用者登録せずに申し込む方はこちら」を選択してください。

■ 電話

- ・山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課 多様性・女性活躍担当
電話番号：023-630-3269
- ・受付時間は、開庁日（祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日）の8時30分から17時15分までです。担当者不在の場合は、折り返しの対応となります。

(3) 事前調整

- ・宣誓にあたって、事前に、宣誓の日時や方法、書類について調整を行います。
- ・電子申請による申込の場合は入力フォームにて、電話による申込の場合は口頭にて以下のことをお聞きしますので、あらかじめご準備ください。

事前調整でお聞きすること

○代表者氏名

- ・今回の手続きに係るお二人のうち、代表者のお名前（戸籍上の氏名）。ただし、日常的に通称を使用されている場合は、そちらでも構いません。

○電話番号

- ・今回の手続きに係るお二人のうち、代表者の電話番号。

○メールアドレス（電子申請による申込の場合及びオンラインで本人確認を行う場合）

- ・今回の手続きに係るお二人のうち、代表者のメールアドレス。
- ・受信拒否設定をされている方は、以下のドメインを受信できるよう設定をお願いします。
「@pref.yamagata.jp」

○書類提出・本人確認の方法

- ・「来庁」により行うか、「郵送とオンライン」により行うかをご指定ください。

○本人確認の日付及び時間の希望（第3希望まで）

- ・本人確認を行う日付及び時間。
- ・会場手配等の都合上、申込日の7日以降の日付からお選びください。

- ・申込後は、ご希望の日時で会場を調整し、申し込みされた方へ再度ご連絡します。希望通りの日時で会場が確保できない場合は、再度調整させていただくこともありますので、ご了承ください。

- ・日時と会場が定まりましたら、必要な書類や当日の流れについてご案内します。

(4) 必要書類の準備

- ・「3 宣誓に必要な書類」（4～5ページ）を確認し、必要な書類を準備してください。

宣誓様式の入手先

以下のホームページから様式をダウンロードし、A4判の用紙（白色、裏面に印字のないもの）に印刷し、ご自身で記入してください。

県のホームページから入手できない場合は、宣誓様式を電子メールや郵送でお送りしますので、下記担当にご連絡ください。

<山形県パートナーシップ宣誓制度のご案内のページ>

<https://www.pref.yamagata.jp/010003/kurashi/jinken/sankaku/partnership/y2023.html>



■宣誓様式送付の担当窓口

しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課 多様性・女性活躍担当

電話 023-630-3269 FAX 023-632-8238

メール：ywakamono@pref.yamagata.jp

(5-1) 書類の提出、本人確認（来庁により行う場合）

- ・事前調整により定まった日時・会場に、必ず宣誓するお二人で来庁してください。
- ・必要書類及び本人確認書類を忘れずにご持参ください。印鑑は不要です。
- ・提出書類に不備等がないか、職員が確認します。
- ・不備等があった場合は、再度提出していただく場合があります。

(5-2) 書類の提出、本人確認（郵送及びオンラインにより行う場合）

- ・「(4) 必要書類の準備」(7 ページ) のあと、以下によりお手続きください。
 - ① 郵送による書類の提出
 - ・下記に書類を郵送してください。
 - ・職員による確認のため、本人確認予定日の前日までに到着するようお送りください。
 - ・本人確認書類は送付しないでください。

書類の提出先

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課 多様性・女性活躍担当
※封筒の表面に、「届出書類在中」と朱書きしてください。

② 書類の確認

- ・郵送された提出書類に不備等がないか、職員が確認します。
- ・不備等があった場合は、再度提出していただく場合があります。

③ オンラインによる本人確認

- ・Web 会議システム等を用いて、原則オンラインにより本人確認を行います。使用する会議システムは事前調整においてご相談します。特に希望がない限り zoom を使用しません（宣誓者側はブラウザを使用して参加できますので、通常はアプリ等のインストールは必要ありません）。スマートフォン又はパソコン（マイク、スピーカー及びカメラを備えたもの）が必要です。
- ・来庁しての本人確認ではお二人揃っての手続きとしていることから、オンラインによる本人確認の際も、お二人がともに同じ場所に揃い、同一のカメラに映りながら宣誓が確認できる環境において接続してください。

(6) 宣誓書受領証等の交付

- ・提出書類等の不備が無い場合、「宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書の写し」を交付します。
- ・来庁されて本人確認を行った場合は、原則、即日交付します（交付の手続きに1時間程度を要します）。ただし、要件確認や作成手続きのため、後日交付となる場合があります。
- ・オンラインにより本人確認を行った場合は、「宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書の写し」を、代表者の住所に一般書留にて郵送します。
- ・「宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書の写し」は、お二人それぞれに1枚ずつ、計2枚交付します。
- ・「宣誓書受領証」の裏面に、緊急時のパートナーへの連絡先を記入することができます。

山形県パートナーシップ宣誓書受領証（見本）
（表面）

交付番号 _____


山形県パートナーシップ宣誓書受領証

山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、
お二人がパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

【本人】 _____ 様 【パートナー】 _____ 様

(_____ 年 月 日生) (_____ 年 月 日生)

_____ 年 月 日

 山形県知事 ○○ ○○

（裏面）

○この受領証の提示を受けた方は、山形県パートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

問い合わせ先：○○○○○ ○○○○
Tel ○○○-○○○-○○○

○氏名（通称を使用している場合、戸籍上の氏名）
【本人】 _____ 【パートナー】 _____

○子の氏名 _____
(_____ 年 月 日生) (_____ 年 月 日生)

○特記事項 _____

○緊急連絡先（この欄の記入は自由です。）
私が急病やけが等で緊急の場合、パートナーへ連絡してください。
パートナー _____ 本人 _____
連絡先 _____ 自筆署名 _____

（7）宣誓時点でお二人が県外に在住している場合

- ・宣誓時点でお二人とも県外に在住し、今後、双方又はいずれか一方が3箇月以内に県内への転入（新たに県内に住所を定めること）を予定している場合は、「宣誓書受領証」の代わりに「転入予定者受付票」（様式第5号）を代表者に1部交付します。
- ・その後、県内へ転入した際に、交付した「転入予定者受付票」に県内への転入を証する住民票の写し等を添付して、下記に提出してください。この提出は、本人確認をした日から3箇月以内に行ってください。「転入予定者受付票」と引き換えに、「宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書の写し」を交付します。

書類の提出先

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課 多様性・女性活躍担当
※郵送で提出する場合は、封筒の表面に、「届出書類在中」と朱書きしてください。

5 宣誓書受領証の利用

- ・宣誓書受領証は、県立病院での面会や県営住宅の申込においてご利用できます。また、制度の趣旨に賛同する市町村や民間事業者が提供しているサービスがあります。
- ・パートナーシップの宣誓をしなくとも利用できるサービスもありますが、宣誓書受領証を提示することにより二人の関係性の説明が円滑に行える場合があります。詳しくは、県のホームページに掲載する、「利用できるサービス一覧」をご覧ください。

<山形県パートナーシップ宣誓制度のご案内のページ>
<https://www.pref.yamagata.jp/010003/kurashi/jinken/sankaku/partnership/y2023.html>




6 宣誓後の申請・届出 (再交付、宣誓事項変更、返還、子に関する記載の削除)

- ・パートナーシップ宣誓書受領証を受け取った後の申請・届出について記載しています。
- ・手続きを行う際は、電子申請（やまがた e 申請）又は電話により申し込んでください。
- ・会場（県庁内の個室スペース）確保等の準備のため、**申請・届出を希望する日の7日前までに申し込み**ください。

電子申請・電話による申込先

■電子申請（やまがた e 申請）

- ・「やまがた e 申請（電子申請・施設予約サービス）ポータルサイト」から申し込みください（「やまがた e 申請」と検索するか、以下の URL から入ることができます）。
- https://www.pref.yamagata.jp/020051/kensei/online_ymg/shinseitodokede/e-tetsuzuki99/index.html
- 
- ・検索キーワードを「山形県パートナーシップ宣誓制度」と入力して検索してください。
 - ・手続き申込画面で「利用者登録せずに申し込む方はこちら」を選択してください。

■電話

- ・山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課 多様性・女性活躍担当
電話番号：023-630-3269
- ・受付時間は、開庁日（祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日）の8時30分から17時15分までです。担当者不在の場合は、折り返しの対応となります。

(1) 宣誓書受領証等の再交付

- ・宣誓書受領証又は宣誓書の写しの紛失、毀損等により再交付を希望する場合は、以下の書類を提出してください。

<提出書類>

- ・パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号）
- ・毀損した宣誓書受領証又は宣誓書の写し（※）

※紛失した場合は添付を要しませんが、発見した場合は速やかに返還ください。

- ・宣誓時と同様に、来庁又はオンラインによる本人確認を行います。

(2) 宣誓事項の変更

- ・宣誓書受領証の記載事項に変更（氏名又は通称の改姓・改名、子の追記・削除・改姓・改名）があった場合は、変更後の内容を記載した宣誓書受領証を交付しますので、以下の書類を提出してください。

<提出書類>

- ・パートナーシップ宣誓書受領証記載事項変更届（様式第7号）
- ・変更内容が確認できる書類（※）
- ・宣誓書受領証

※例：氏名については住民票の写し等や戸籍抄本。通称については当該通称を社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかとなる書類（「3（3）通称の使用をする場

合」(5ページ)参照)。

・宣誓時と同様に、来庁又はオンラインによる本人確認を行います。

(3) 宣誓書受領証等の返還

・次のいずれかに該当する場合は、宣誓書受領証及び宣誓書の写しを返還いただく必要がありますので、以下の書類を提出してください。

- ・パートナーシップを解消したとき。
- ・宣誓者の一方が死亡したとき。
- ・宣誓をすることができる方の要件を満たさなくなったとき。

(お二人とも県外へ転出されたときなど。ただし、「7 自治体間連携」(12ページ)に加入する連携自治体へ転出し、その後も引き続きパートナーシップの継続を希望する場合は、返還不要です。)

<提出書類>

- ・パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第8号)
- ・宣誓書受領証(※)
- ・宣誓書の写し

※返還届出後も所持を希望される場合は、パンチング処理を行ったうえで、お渡しすることも可能です。

- ・宣誓時と同様に、来庁又はオンラインによる本人確認を行います。
- ・山形県ホームページ上でその宣誓書受領証の交付番号を公表することがあります。

(4) 子に関する記載の削除

・宣誓書受領証に氏名等が記載された子(満15歳以上に限ります。)が、宣誓書受領証に記載されている自身の氏名等の削除を申し立てる場合は、以下の書類を提出してください。

<提出書類>

- ・パートナーシップ宣誓書受領証に関する申立書(様式第9号)

・県は、申し立てがあった場合は、その申し立てに係る宣誓者に対し、宣誓書受領証の返還を求めるとともに、申立者の氏名等を削除した新しい宣誓書受領証を交付します。

- ・来庁又はオンラインによる本人確認を行います。
- ・山形県ホームページ上で返還を求める宣誓書受領証の交付番号を公表することがあります。

(5) 無効となる宣誓・不正使用

・宣誓書等の内容に虚偽があったときは、その宣誓は無効となります。その際は、宣誓書受領証等を返還いただきます。また、宣誓書受領証又は宣誓書の写しを不正に使用し、偽造し、又は変造したときも、宣誓書受領証等を返還いただきます。

- ・山形県ホームページ上でその宣誓書受領証の交付番号を公表することがあります。

7 自治体間連携

・山形県では、令和6年11月から「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入し、制度を利用している方の連携自治体間における住所の異動に伴う手続きの負担軽減を図っています。

(1) 自治体一覧

・「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入している自治体（以下、「連携自治体」という。）については、県ホームページに記載する「連携自治体一覧」をご覧ください。

<山形県パートナーシップ宣誓制度のご案内のページ>

<https://www.pref.yamagata.jp/010003/kurashi/jinken/sankaku/partnership/y2023.html>



(2) 対象となる方

・連携自治体においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証の交付を受けており、県内への住所の異動後も引き続きパートナーシップの継続を希望する性的マイノリティのカップルで、以下の要件を満たす方が対象です。

- ① 双方がともに成年に達していること。
 - ② 双方又はいずれか一方が県内に住所を有していること。
 - ③ 双方がともに現に婚姻をしていないこと。
 - ④ 双方に当該宣誓に係るパートナー以外にパートナー及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。
 - ⑤ 双方が民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない関係（※）にないこと。ただし、双方がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。
- ※直系血族若しくは三親等内の傍系血族、直系姻族又は養親子等の関係を指します。

(3) 連携の効果

・対象となる方は、(4)に記載する申告を行うことにより、以下の3点を要せずに本県の宣誓書受領証の交付を受けることができます。ただし、山形県が当該申告があったことを住所の異動前の自治体に通知することに同意いただきます。

<自治体間連携により不要となるもの>

- ① 転出した連携自治体への宣誓書受領証の返還手続
- ② 山形県での再度の宣誓手続
- ③ 官公署が発行した現に婚姻をしていないことを証明する書類（独身証明書等）の提出


(4) 申告の手続き

・申告を行う際は、電子申請（やまがたe申請）又は電話により申し込んでください。

- ・会場（県庁内の個室スペース）確保等の準備のため、**申告を希望する日の7日前までに**申し込みください。

電子申請・電話による申込先

■電子申請（やまがた e 申請）

- ・「やまがた e 申請（電子申請・施設予約サービス）ポータルサイト」から申し込みください（「やまがた e 申請」と検索するか、以下の URL から入ることができます）。
- https://www.pref.yamagata.jp/020051/kensei/online_ymg/shinseitodokede/e-tetsuzuki99/index.html
- 
- ・検索キーワードを「山形県パートナーシップ宣誓制度」と入力して検索してください。
 - ・手続き申込画面で「利用者登録せずに申し込む方はこちら」を選択してください。

■電話

- ・山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課 多様性・女性活躍担当
電話番号：023-630-3269
- ・受付時間は、開庁日（祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日）の8時30分から17時15分までです。担当者不在の場合は、折り返しの対応となります。

- ・下記の書類を来庁又は郵送により提出してください。

<提出書類>

- ・パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第10号）
- ・転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証
- ・住民票の写し等（申告日前3箇月以内に発行されたものに限る。）

- ・来庁又はオンラインによる本人確認を行います。
- ・来庁されて本人確認を行った場合は、宣誓書受領証は、原則、即日交付します（交付の手続きに1時間程度を要します）。ただし、要件確認や作成手続きのため、後日交付となる場合があります。
- ・オンラインにより本人確認を行った場合は、宣誓書受領証を、代表者の住所に一般書留にて郵送します。

8 Q&A

Q1 婚姻（結婚）とパートナーシップ宣誓制度はどう違うのですか？

A1 婚姻は法律行為であり、婚姻の届出を行うことで親族関係が生じ、扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生します。

一方、本制度は山形県の内部規定である要綱により定める制度であり、婚姻により生じる法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q2 宣誓をすることができるのは同性同士のみですか？

A2 戸籍上男女のトランスジェンダー同士のカップル等、異性間のカップルであっても宣誓することができます。（ただし、婚姻した場合は、要件を満たさなくなるため、その時点で、受領証を返還していただく必要があります。）

Q3 宣誓をするために同居している必要はありますか？

A3 必ずしも同居している必要はありません。ただし、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係である必要があります。

Q4 なぜ転入予定でも宣誓できるのですか？

A4 山形県内へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合が想定されるためです。

Q5 宣誓をするために費用はかかりますか？

A5 本制度による宣誓書受領証等の交付手続きに費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料や宣誓場所までの交通費、オンラインによる本人確認のために必要な機器及び通信に係る費用は自己負担となります。

Q6 宣誓を郵送で行うことはできますか？

A6 宣誓に必要な書類を郵送で提出することができます。その際、お二人の本人確認は原則としてオンラインで行います。

Q7 来庁やオンラインでの本人確認はなぜ必要ですか？

A7 なりすまし等の悪用を防止する必要から、顔写真付きの身分証明書等の所持を確認するという方法で、確実に本人確認を行うことが重要と考えているためです。

Q8 プライバシーは守られますか？

A8 宣誓される当事者のプライバシー保護の観点から、県庁における提出書類の受付や本人確認、宣誓書受領証等の交付については、個室スペースで行います。

また、本人確認を行う際に、マイナンバーカードなどの顔写真付き身分証明書等の提示を求めますが、県職員にはプライバシーについて守秘義務が課されており、個人情報の保護を徹底します。

Q9 宣誓書受領証はすぐにもらえますか？

A9 県庁舎において本人確認を行った場合は、提出書類等の不備が無い場合、即日交付が可能です。オンラインによる本人確認を行った場合は、宣誓書受領証等の郵送による日数がかかります。

Q10 土日など、休みの日に宣誓することはできますか？

A10 提出書類の受付窓口への持参による提出、本人確認、宣誓書受領証等の交付は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始にはできません。これらの日を除く月曜日から金曜日までとなっています。

Q11 通称は使用できますか？

A11 性別に違和感があるなどの理由により日常生活において通称を使用しているときは、その通称を本制度においても使用することができます。本人確認の際に、日常生活においてその通称を使用していることがわかる書類（例：顔写真付きの社員証や学生証、公共料金の契約書・請求書、通称名が宛先になっている複数の郵便物等）により確認しますので、ご準備ください。

Q12 受領証に有効期限はありますか？

A12 有効期限はありません。

Q13 県外に転出するときはどうしたらいいですか？

A13 県外へ転出することで、双方とも県内に住所を有しないこととなるときは、返還の手続きを行っていただきます。宣誓書受領証、宣誓書の写し及びパートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第8号）を提出してください。なお、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体への転出後もパートナーシップの継続を希望する場合は、転出先の自治体の手続きをご確認ください。

Q14 なりすましや偽造等の悪用をされませんか？

A14 県が宣誓書受領証を交付する際には、住民票の写し等や独身証明書の提出のほか、マイナンバーカードなどの顔写真付きの身分証明書等により本人確認を行うことで、なりすまし等の悪用を防止します。なお、宣誓書受領証等を不正に利用したことが判明したとき（偽造等も含む。）は、宣誓書受領証等を返還していただきます。

Q15 宣誓書受領証はどんなことに使えますか？

A15 宣誓書受領証の交付を受けた方については、県営住宅の入居申込や、県立病院での面会等において、法律婚の配偶者と同様に取り扱うこととしています。また、制度の趣旨に賛同する市町村や民間事業者が提供しているサービスがあります。なお、パートナーシップの宣誓をしなくとも利用できるサービスもありますが、宣誓書受領証を提示することにより二人の関係性の説明が円滑に行える場合があります。詳しくは、県のホームページに掲載する、「利用できるサービス一覧」をご覧ください。

<山形県パートナーシップ宣誓制度のご案内のページ>

<https://www.pref.yamagata.jp/010003/kurashi/jinken/sankaku/partnership/y2023.html>



山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての県民が、性別に関わりなく個人として尊重され、社会や地域において個性や能力を十分に発揮できる山形県の実現を目指し、山形県パートナーシップ宣誓制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した関係であって、その双方又はいずれか一方が「性的指向（自己の恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（自己の属する性別についての認識をいう。）が出生時の性と異なる者」であるものをいう。
- (2) パートナー パートナーシップにある相手方をいう。
- (3) 宣誓 パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを知事に対して宣誓することをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方がともに成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - イ 双方又はいずれか一方が県内に住所を有していること。
 - ロ 双方又はいずれか一方が3箇月以内に県内への転入（新たに県内に住所を定めることをいう。以下同じ。）を予定していること。
- (3) 双方がともに現に婚姻をしていないこと。
- (4) 双方に当該宣誓に係るパートナー以外にパートナー及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。
- (5) 双方が民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない関係にないこと。ただし、双方がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーと共に次の各号に掲げる書類（以下「宣誓書等」という。）に自ら記入し、当該書類を知事に提出するものとする。

- (1) パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）
 - (2) パートナーシップ宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）
- 2 知事は、宣誓をしようとする者が宣誓書等に自ら記入することができないと認める場合は、他の者をしてこれを記入させることができる。
- 3 宣誓をしようとする者は、第1項の規定により宣誓書等を提出する際は、次の各号に掲げる書類（宣誓をしようとする日前3箇月以内に発行されたものに限る。）を添付するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）
 - (2) 官公署が発行した現に婚姻をしていないことを証明する書類又は戸籍抄本
- 4 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認める場合は、同項に定める書類に類する書類をもってこれに代えることができる。
- 5 第1項の規定による提出は、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。
- 6 知事は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) マイナンバーカード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した資格証明書等であって、宣誓をしようとする者の顔写真が貼付されたもの（知事が認めるものに限る。）
 - (5) その他前各号に類するものとして、知事が認める書類
- 7 前項の確認は、知事が指定する方法でインターネットにより行うことができる。

（通称の使用）

- 第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）その他知事が特に理由があると認める場合は、宣誓書等に氏名と併せて通称を記載することができる。
- 2 前項の規定により通称を記載する場合にあっては、前条第1項の規定により宣誓書等を提出する際に、当該通称を社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかとなる書類を添付するものとする。

（子に関する記載）

- 第6条 宣誓をしようとする者は、その双方又はいずれか一方と生計を一にする未成年の子（実子又は養子をいう。以下「子」という。）がいる場合は宣誓書に子の氏名及び生年月日（以下「氏名等」という。）を記載することができる。
- 2 前項の規定により子に関する記載をする場合にあつては、第4条第1項の規定により宣誓書等を提出する際に、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 住民票の写し等その他の子との関係性を確認できる書類
 - (2) 子の氏名等の記載に関する同意書（様式第3号。宣誓をしようとする日において満15歳以上の子に関する記載である場合に限る。）

（県内転入の届出）

- 第7条 宣誓をしようとする者の双方が県外に在住しており、今後、その双方又はいずれか一方が県内への転入を予定している者（以下「転入予定者」という。）は、第4条の規定による宣誓をした日から3箇月以内に、県内への転入を証する住民票の写し等を知事に提出するものとする。

（宣誓書受領証等の交付）

第8条 知事は、第4条の規定による宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が、第3条に定める要件を満たしていると認める場合は、山形県パートナーシップ宣誓書受領証（様式第4号。以下「宣誓書受領証」という。）と宣誓書の写しを宣誓者の双方に交付するものとする。

2 知事は、宣誓者が第5条第1項の規定により通称を記載した場合は、宣誓書受領証の表面に通称を、裏面に氏名を記載するものとする。

3 知事は、宣誓者が第6条第1項の規定により子に関する記載をした場合は、宣誓書受領証の裏面に子の氏名等を記載するものとする。

4 知事は、宣誓者が転入予定者である場合は、第1項の規定にかかわらず、転入予定者受付票（様式第5号。以下「受付票」という。）を交付し、その後、前条の規定による提出があったときに、受付票と引き換えに、第1項の規定により宣誓書受領証及び宣誓書の写し（以下「宣誓書受領証等」という。）を宣誓者の双方に交付するものとする。

（宣誓書受領証等の再交付）

第9条 宣誓書受領証等の交付を受けた者が宣誓書受領証又は宣誓書の写しを紛失、毀損等した場合には、その再交付を知事に申請することができる。この場合において、当該申請をする者はパートナーと共にパートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号。以下「再交付申請書」という。）に自ら記入し、当該書類を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。

3 第1項の規定による申請については、第4条第6項及び第7項の規定を準用する。

4 毀損の理由により第1項の規定による申請を行う際は、毀損した宣誓書受領証等を再交付申請書に添付するものとする。

5 知事は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を確認し、宣誓書受領証等を再交付するものとする。

6 紛失の理由により再交付を受けた者は、紛失した宣誓書受領証等を発見した場合は、速やかに当該宣誓書受領証等を知事に返還するものとする。

（宣誓事項の変更）

第10条 宣誓書受領証等の交付を受けた者は、宣誓書受領証の記載事項に変更があった場合は、パートナーと共にパートナーシップ宣誓書受領証記載事項変更届（様式第7号）に自ら記入し、当該書類に変更内容が確認できる書類及び宣誓書受領証を添付して、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。

3 第1項の規定による届出については、第4条第6項及び第7項の規定を準用する。

4 知事は、第1項の規定による届出があった場合は、その内容を確認し、変更後の内容を記載した宣誓書受領証を交付するものとする。

（宣誓書受領証等の返還）

第11条 宣誓書受領証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第8号。以下「返還届」という。）に宣誓書受領証等を添付して、知事に届け出なければならない。

（1）パートナーシップを解消したとき。

（2）宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。ただし、同条第2号に関し、第16条の規定による連携自治体への住所の異動後も引き続きパートナーシップの継続を希望する場合を除く。

- 2 前項の規定による届出は、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。
- 3 第1項の規定による届出については、第4条第6項及び第7項の規定を準用する。
- 4 知事は、第1項の規定による届出があった場合は、その内容を確認し、返還届の写しを交付するものとする。
- 5 知事は、宣誓者が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定による届出がされたものとみなすことができる。
- 6 知事は、第1項の規定による届出を受けたとき又は前項の規定により届出がされたときとみなしたときは、当該宣誓者に係る宣誓書受領証の交付番号を公表することができる。

(子に関する記載の削除)

第12条 第8条第3項の規定により宣誓書受領証に氏名等を記載された子(満15歳以上の者に限る。)は、パートナーシップ宣誓書受領証に関する申立書(様式第9号。以下「申立書」という。)に自ら記入し、宣誓書受領証から氏名等を削除するよう知事に申し立てることができる。

- 2 前項の規定による申し立ては、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による申し立てがあった場合は、当該申し立てに係る宣誓者に対し、宣誓書受領証の返還を求めるとともに、当該申し立てを行った子の氏名等を削除した宣誓書受領証を交付する。
- 4 知事は、第1項の規定による申し立てがあった場合は、その内容を確認し、申立書の写しを交付するものとする。
- 5 第1項の規定による申し立て及び第3項の規定による交付については、第4条第6項及び第7項の規定を準用する。
- 6 第1項の場合において、知事は、第3項の規定により返還を求める宣誓書受領証の交付番号を公表することができる。

(無効となる宣誓)

第13条 宣誓書等の内容に虚偽があったときは、当該宣誓は、無効とする。

- 2 前項の場合において、知事は、宣誓書受領証等の返還を求めることができる。
- 3 第1項の場合において、知事は、当該宣誓者に係る宣誓書受領証の交付番号を公表することができる。

(宣誓書受領証等の不正使用)

第14条 知事は、宣誓者が宣誓書受領証又は宣誓書の写しを不正に使用し、偽造し、又は変造したと認めるときは、宣誓書受領証等の返還を求めることができる。

- 2 前項の場合において、知事は、当該宣誓者に係る宣誓書受領証の交付番号を公表することができる。

(宣誓書等の保存)

第15条 知事は、宣誓書等を30年間保存するものとする。

(他の自治体と連携を図る場合の取扱い)

第16条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク（本県が加入するものに限る。）を構成する自治体（以下「連携自治体」という。）においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証の交付を受けている者が、県内への住所の異動後も引き続きパートナーシップの継続を希望するときは、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約第3条第2項の規定に基づき、宣誓書受領証の交付を受けることができる。ただし、第3条第2号ロを除く同条各号のいずれにも該当する者に限る。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、パートナーと共にパートナーシップ宣誓継続申告書（様式第10号）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添付して知事に申告しなければならない。

(1) 転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証

(2) 住民票の写し等（申告日前3箇月以内に発行されたものに限る。）

3 前項の規定による申告は、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。

4 第2項の規定による申告については、第4条第6項及び第7項の規定を準用する。

5 知事は、継続申告者から第2項の規定による申告があった場合は、遅滞なく転出地である連携自治体に通知する。

(事前調整)

第17条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時、場所その他必要な事項について知事と調整するものとする。

2 宣誓書受領証等の交付を受けた者は、第9条の規定による申請並びに第10条及び第11条の規定による届出を行う場合は、あらかじめその日時、場所その他必要な事項について知事と調整するものとする。

3 第12条の規定による申し立てを行う者は、あらかじめその日時、場所その他必要な事項について知事と調整するものとする。

4 継続申告者は、あらかじめその日時、場所その他必要な事項について知事と調整するものとする。

(個人情報の適切な取扱い)

第18条 知事は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理及び保管するものとする。

(周知啓発)

第19条 知事は、県民及び事業者がこの要綱の規定に基づくパートナーシップ宣誓制度及びその趣旨を理解するとともに、その社会活動の中でこれらを尊重し、公平かつ適切な対応を行うことができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、宣誓の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

パートナーシップ宣誓書

年 月 日

山形県知事 殿

私たちは、山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

(宣誓者)

フリガナ

氏名 _____

フリガナ

通称 _____

生年月日 _____年 ____月 ____日

(宣誓者)

フリガナ

氏名 _____

フリガナ

通称 _____

生年月日 _____年 ____月 ____日

(代筆者)

フリガナ

氏名 _____

(代筆者)

フリガナ

氏名 _____

(宣誓者の子)

フリガナ

氏名 _____

生年月日 _____年 ____月 ____日

フリガナ

氏名 _____

生年月日 _____年 ____月 ____日

※ 宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名をご記入ください。また、宣誓者の子の欄は、宣誓される方の一方又は双方と生計を一にする未成年の子（実子又は養子）がいる場合に記入することができます。

※ この宣誓は、婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありません。

以下は、県の記入欄です。

氏名 ()	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ()
氏名 ()	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ()

山形県パートナーシップ 宣誓書受領証交付番号	
---------------------------	--

受付印

パートナーシップ宣誓に関する確認書

年 月 日

私たちは、山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づくパートナーシップの宣誓をするにあたって、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認するとともに同要綱の規定を遵守することを誓います。

(宣誓者)

フリガナ

氏名 _____

フリガナ

通称 _____

生年月日 _____年 月 日

住所 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

(代筆者)

フリガナ

氏名 _____

(宣誓者)

フリガナ

氏名 _____

フリガナ

通称 _____

生年月日 _____年 月 日

住所 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

(代筆者)

フリガナ

氏名 _____

要綱の規定	確認事項				
	項目	該当する場合、 □にチェックを入れてください。			
(関係性) 第2条第1号	互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した関係であって、その双方又はいずれか一方が「性的指向（自己の恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（自己の属する性別についての認識）が出生時の性と異なる者」であること。	□			
(年齢要件) 第3条第1号	双方がともに成年に達していること。	□			
(住所要件) 第3条第2号	①双方又はいずれか一方が県内に住所を有していること。	□			
	②双方又はいずれか一方が3箇月以内に県内への転入を予定していること。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">該当者名 ()</td> <td style="width: 50%;">該当者名 ()</td> </tr> <tr> <td>転入予定日 (年 月 日)</td> <td>転入予定日 (年 月 日)</td> </tr> </table>	該当者名 ()	該当者名 ()	転入予定日 (年 月 日)
該当者名 ()	該当者名 ()				
転入予定日 (年 月 日)	転入予定日 (年 月 日)				
(独身要件等) 第3条第3号、 第4号	双方がともに現に婚姻をしていないこと及び双方に当該宣誓に係るパートナー以外にパートナー及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。	□			
(非近親者要件) 第3条第5号	双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない関係にないこと。ただし、双方がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。	□			

※ 宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名をご記入ください。

子の氏名等の記載に関する同意書

年 月 日

山形県知事 殿

私は、(宣誓者) _____ 及び (宣誓者) _____ が山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第6条の規定により、宣誓者の子として宣誓書受領証に私の氏名及び生年月日を記載することに同意します。

【同意者】

フリガナ

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (満 _____ 歳)


(代筆者)

フリガナ

氏名 _____

※ 届出者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名をご記入ください。

(表面)

交付番号	
山形県パートナーシップ宣誓書受領証	
山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、 お二人がパートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
【本人】	【パートナー】
_____様	_____様
(年 月 日生)	(年 月 日生)
 年 月 日	山形県知事 ○○ ○○
	□□□□

(裏面)

○この受領証の提示を受けた方は、山形県パートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。	
問い合わせ先：○○○○○ ○○○○○ Tel ○○○-○○○-○○○	
○氏名 (通称を使用している場合、戸籍上の氏名)	
【本人】	【パートナー】
_____	_____
○子の氏名	
_____	_____
(年 月 日生)	(年 月 日生)
○特記事項	

○緊急連絡先 (この欄の記入は自由です。)	
私が急病やけが等で緊急の場合、パートナーへ連絡してください。	
パートナー	本人
連絡先	自筆署名
_____	_____

※宣誓書受領証の寸法は、縦54mm、横86mmとする。

転入予定者受付票

年 月 日

以下のとおり、山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受け付けました。

(宣誓者) 氏名 (通称) 生年月日 年 月 日	(宣誓者) 氏名 (通称) 生年月日 年 月 日
(宣誓者の子) 氏名 氏名	生年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日
(連絡先) 住所： 電話番号： メールアドレス：	

本票に山形県内へ転入したことを証明する住民票の写し等を添えて、提出期限までに下記担当課へ提出してください。

提出期限	年 月 日
担当課	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 電話番号：〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇

受付印

「転入予定者受付票」の提示を受けた皆様へ

この「転入予定者受付票」は、山形県パートナーシップ宣誓制度の規定に基づき、制度利用者が山形県外に居住していて、山形県内への転入を予定しているときに発行しているものです。制度利用者が山形県内の不動産物件等の契約をしようとするときなどに、両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、事業者の皆様へ提示することがあります。提示を受けられた方は、その趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

また、本票に記載されている制度利用者の方の個人情報は、本人の同意なく口外しないでください。

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年 月 日

山形県知事 殿

山形県パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を受けたいので、山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第9条の規定により申請します。

申請者1（宣誓者）

フリガナ

氏名 _____

フリガナ

通称 _____

生年月日 年 月 日

住所 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

申請者2（宣誓者）

フリガナ

氏名 _____

フリガナ

通称 _____

生年月日 年 月 日

住所 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

(代筆者)

フリガナ

氏名 _____

(代筆者)

フリガナ

氏名 _____

【再交付を希望するもの(該当する□にチェックを入れ、括弧内のいずれかに○をしてください。)

山形県パートナーシップ宣誓書受領証（申請者1の受領証・申請者2の受領証・両方）

パートナーシップ宣誓書の写し（1部・2部）

【再交付を希望する理由について、いずれかの□にチェックを入れてください。】

紛失

毀損

その他（ ）

※ 申請者1及び申請者2の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名をご記入ください。

※ 紛失により再交付を申請する方は、紛失した宣誓書受領証等を発見した場合は、速やかに発見した宣誓書受領証等を返還してください。また、毀損により再交付を申請する方は、毀損した宣誓書受領証等を併せて提出ください。

以下は、県の記入欄です。

氏名（ ）	個人番号カード・旅券・免許証・その他（ ）
氏名（ ）	個人番号カード・旅券・免許証・その他（ ）

パートナーシップ宣誓書受領証記載事項変更届

年 月 日

山形県知事 殿

山形県パートナーシップ宣誓書受領証の記載事項に変更があったので、山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第10条の規定により、以下のとおり届け出ます。

届出者（宣誓者）

フリガナ

氏名 _____

フリガナ

通称 _____

生年月日 ____年 ____月 ____日

住所 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

届出者（宣誓者）

フリガナ

氏名 _____

フリガナ

通称 _____

生年月日 ____年 ____月 ____日

住所 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

(代筆者)

フリガナ

氏名 _____

(代筆者)

フリガナ

氏名 _____

変更理由 ※該当する理由の□にチェックを入れてください。	宣誓者	宣誓者
□ 氏名又は通称の 改姓・改名 ※フリガナを付すこと。	氏名又は通称（変更前）	氏名又は通称（変更前）
	氏名又は通称（変更後）	氏名又は通称（変更後）
□ 子の追記・削除 ・改姓・改名 ※フリガナを付すこと。 ※削除の場合、変更後・追記の欄に「削除」と記入すること。	子の氏名（変更前） (____年 ____月 ____日生まれ)	子の氏名（変更前） (____年 ____月 ____日生まれ)
	子の氏名（変更後・追記） (____年 ____月 ____日生まれ)	子の氏名（変更後・追記） (____年 ____月 ____日生まれ)

※ 届出者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名をご記入ください。

※ 変更内容が確認できる書類及び両者の宣誓書受領証を併せて提出ください。

以下は、県の記入欄です。

氏名 ()	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ()
氏名 ()	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ()

パートナーシップ宣誓書受領証に関する申立書

年 月 日

山形県知事 殿

山形県パートナーシップ制度実施要綱第12条の規定により、宣誓書受領証から私の氏名及び生年月日を削除するよう申し立てます。

申立者

フリガナ

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (満 _____ 歳)

住所 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

(代筆者)

フリガナ

氏名 _____

	宣誓者	宣誓者
宣誓書受領証に記載された氏名又は通称		
住所		
電話番号		
メールアドレス		

※ 申立者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名をご記入ください。

以下は、県の記入欄です。

氏名 (_____)	個人番号カード・旅券・免許証・その他 (_____)
--------------	------------------------------

山形県パートナーシップ 宣誓書受領証交付番号	
---------------------------	--

受付印

パートナーシップ宣誓継続申告書

年 月 日

山形県知事 殿

山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第 16 条の規定により、以下のとおり申告します。

- ・住所の異動前に県が連携する自治体において、パートナーシップにある旨の届出の証明として宣誓書受領証の交付を受けたこと
- ・山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第 2 条第 1 号に規定するパートナーシップを継続していること

なお、当該申告があったことを住所の異動前の自治体に通知することに同意します。

申告者（宣誓者）

フリガナ

氏名 _____

フリガナ

通称 _____

生年月日 ____年 ____月 ____日

旧住所 _____

新住所 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

(代筆者)

フリガナ

氏名 _____

申告者（宣誓者）

フリガナ

氏名 _____

フリガナ

通称 _____

生年月日 ____年 ____月 ____日

旧住所 _____

新住所 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

(代筆者)

フリガナ

氏名 _____

※ 申告者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名をご記入ください。

※ 裏面もご記入ください。

山形県パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

令和5年12月(初版)

令和6年11月(改訂版)

しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

電話 023-630-3269 FAX 023-632-8238

メール: ywakamono@pref.yamagata.jp